

翻 訊

戴 裔 煊 著

## 『宋代鈔鹽制度研究』(8)

安 蕓 幹 夫

### 第三編 鈔鹽制度之縱的研究

#### 第一章 交引鹽制

- 一 入中折中與交引鹽制積義
- 二 入中之嚆矢與利用茶鹽折博之倡議者
- 三 解鹽之通商與折博
  - (1)宋初解鹽東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐筭顆鹽方法
- 四 東南鹽之通商與折博
- 五 川鹽河東鹽關廣鹽之折博
  - (1)川鹽 (2)河東鹽 (3)關廣鹽

以上，広島經濟大学「經濟研究論集」第18卷第3号
- 六 折中倉與鹽之折博
  - (1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支鹽則例

#### 第二章 引鈔鹽制產生存在與時代需要

- 一 入中制度之來由
 

以上，『広島經濟大学經濟研究論集』第18卷第4号
- 二 折中制度之來由
- 三 引鈔鹽制產生之歷史因素

#### 第三章 范祥鈔鹽制

- 一 范祥鈔鹽制產生之條件
- 二 范祥及其鈔鹽制

- (1)范祥之略歴 (2)范祥鈔塩制
- 三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之効果
- 以上本号
- 四 范祥鈔塩制成功条件之分析
- 第四章 鈔塩制之變遷與頹壞
- 一 薛向對於解塩之措置
- (1)罷州縣征收塩課 (2)減沿邊八州軍器塩価 (3)改善畦夫待遇減少畦夫數額 (4)作小鈔壳解塩 (5)即永興軍置壳塩場
- 二 熙豐間鈔法之頹壞
- (1)熙寧末鈔法頹壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之狀況
- 三 哲宗時鈔法之概況
- (1)確定解塩鈔歲額為二百万緡 (2)陝西沿邊八州軍器塩復范祥旧制
- 四 鈔塩制變遷與頹壞之剖析
- 第五章 鈔塩制及其功能之轉變
- 一 鈔塩制功能轉變之外觀
- 二 鈔塩制轉變之因素
- 三 崇寧初措置鈔法之講議司
- 附都省講議司提舉詳定參詳官姓名表
- 四 崇寧大觀間之鈔塩制
- (1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置與換鈔法 (3)崇寧大觀間之貼納對帶循環法 (4)蔡京崇寧間對於鈔法之其他措置 (5)大觀末之改革
- 五 政和宣和間之鈔塩制
- 六 鈔塩制屢變之效果與影響
- 第六章 南宋鈔塩制度之推広
- 一 南宋国用與鈔塩制關係之概観
- (1)南宋国用匱乏之一斑 (2)鈔塩制對於南宋財政上所負之任務
- 二 淮浙塩鈔法之粉更
- (1)淮浙塩鈔制之屢更 (2)倉場支塩制度之罷復 (3)淮浙塩之加饒
- 三 閩塩鈔制之推行及其罷止
- (1)福建鈔塩制與鈔塩錢 (2)鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析
- 四 兩広客鈔官般之起仆
- (1)兩広塩官壳通商之經過 (2)広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討
- 五 趙開蜀塩引制

(1)趙開及其引塩法 (2)趙開引法之功效及其流弊

## 第七章 結論

- 一 鈔塩制與官般官売制對於宋代財政上所負任務之比較觀
- 二 鈔塩制之發展與時代需要之關係
- 三 從鈔塩制研究所得之制度觀

なお翻訳するにあたっては、今回も沙鄭軍氏(本学大学院前期課程修了、前蘇州大学歴史系助理研究員)が素訳を試みた。この場を借りて御協力いただいた沙氏に感謝申し上げたい。

## 二 折中制度之来由

所謂折中とは、商人が入中した貨物の代価として、国家が緡銭或いは茶塩香礬等物を以って、その価格に等しくして商人に償還する方法である。とりわけ物々交換を重んじて、国营の貨物をもって私人の芻糧と交換する行為である。どうしてこの種の制度が発生したのか?同様に吾々はまた、それが発生して存在した原因をも分析しなければならない。

折中制度の由来を明解にしたいと思えば、また幾つかの方面を了解しなければならない。第一に、中国は貨幣を使用して已に久しく、宋代の市場で流通した貨幣は銅鉄銭で、後には小平銭、夾錫銭がある。太祖の初めから已に鑄銭<sup>(29)</sup>、鑄銭のための監がある。すなわち、饒州の「永平」、池州の「永豊」、江州の「広寧」、建州の「豊国」は銅銭を、邛州の「惠民」、嘉州の「豊遠」、興州の「済衆」は鉄銭を鑄造する監である<sup>(30)</sup>。しかも宋初に毎年鑄造された銭数も往々記載があつて、既に貨幣が存在しているのに、どうして貨幣を用いないで直接商人と商業活動を行うのであろうか?また、どうして当地(入中地)で全部の代価を見銭で支給しないで、京師

(29) 按『宋史』180食貨志錢幣「太祖初鑄銭文曰宋通元宝。」

(30) 見同前書。

(31) 『宋史』180食貨志錢幣「至道中歲鑄八十萬貫，景德中增至一百八十三萬貫，大中祥符後銅坑多不發，天禧末鑄一百五十萬貫，宋初每歲鑄銅錢之數如此。」

で折中しなければならないのか?京師ではどうして商人に償還するのに、全部を見銭でではなく茶塩香礬等物を雑用して折博するののか?およそこの種の問題を吾々がもし明瞭にできれば、則ち折中制度の由来の問題も同時に明解にできる。いま、分別して説明する。

(1)沿辺諸路貨幣欠乏 宋代の各路を考察して多くの鑄銭監があると言っても、唐末から五代を経て宋に至っても、なお銭を使用するには不足を感じており、定めるところの100銭ごとの数は已に知られている。唐の天祐年間85を以て100と為し、後唐の天成年間は5銭を減じ、漢の感祐の初めにはまた3銭を減じ、宋の太平興国2年に至って、詔して流通している77銭を以て100として使用することとし<sup>(32)</sup>、これらについては証明することができる。銭の欠乏は、とくに銅銭である。大抵銅鋌の産銅は多くなく、『宋史』180食貨志錢幣に曾て太宗の雍熙年間の事情が記載されており、「京城居民、蓄銅器者、限兩月悉送官。」「天聖以来、毀錢鑄鐘、及為銅器皆有禁。」と命令している。およそこれとともに宋代の産銅が多くななく、従って銅銭が欠乏している証拠と為される。内地の一般の状況はこのようであるが、沿辺諸路はもっと甚だしく、銅銭が欠乏するにはまたそれなりの原因がある。張方平の奏語によれば、

「比年公私上下、並苦乏錢、百貨不通、人情窘迫、謂之錢荒。不知歲所鑄錢、今將安在?夫鑄錢禁銅之法旧矣。今勅具載、而自熙寧七年頒行新勅、刪去旧条、削除錢禁、以此辺関重車而出、海舶飽載而回、聞沿辺州軍、錢出外界、但每貫收稅錢而已、錢本中國宝貨、今乃與四夷共用。」<sup>(33)</sup>

とある。

また蘇轍の『論北朝所見於朝廷不便事』に、

「臣等窃見北界、別無錢幣、公私交易、並使本朝銅錢、沿辺禁錢条法、雖極深重、而利之所在、勢無由止、本朝每歲鑄錢、以百万計、而所在常患錢少、蓋散入四夷、勢当爾也。」<sup>(34)</sup>

(32) 見同前、按歐陽修『帰田録』卷2、高晦叟『席珍放談』卷2、洪邁『容齋三筆』4俱有所載、可參考塩鈔價格注47。

(33) 見『宋史』180食貨志錢幣。

(34) 論北朝所見於朝廷不便事見蘇轍『樂城集』41。

とも言っている。

沿辺州軍の銅銭の欠乏は、銅銭が界外に闖出して外国と共用しているからであり、これもまた一つの重要な原因と為っていた。この種の情況は、神宗以後のことであると言われているが、みなが神宗の時が始めてではない。宋初にもこの情況はあった。『宋史』180食貨志錢幣に、太祖の初めに已に銅銭が塞外に闖出するので禁を定めたことを言っている。すなわち「銅銭闖出江南塞外及南蕃国，差定其法，至二貫者徒一年，三貫以上棄市，募告者，賞之。」とある。もし銅銭が塞外に闖出している事実が無ければ、どうしてこの禁があるのか？張方平の『樂全集』26論錢禁銅法事下に付された嘉祐編勅によれば

「將銅錢出中国界者，河北・陝西・河東不滿一百文杖一百，一百文徒一年，每一百文加一等，至徒三年，決訖，刺配遠惠州牢城，一貫文以上，為首者處死，從者，決訖，刺配遠惠州牢城。(其余路分略)」(慶歴以前編勅並同)

とある。

銅銭の出界の禁については、特に河北・陝西・河東三路に偏重しており、三路の銅銭で外国に闖出したものが最も多いことが分かる。同時にまた三路では銅銭の欠乏の感が深く、度重なる命令をみると、厳しく出界を禁じていることも分かる。

貨幣の欠乏の情況下で、辺糶を応付する為には往々内府の銀紬絹等物を出して折博しなければならぬ。前記した二表の外に、王応麟『玉海』181に記されたのを見ると、仁宗の兩朝において内府が出費して辺糶を助けたその数は、確かに少なくない。諸路の貨幣が既に欠乏している以上、内府からいくら出せるのか？おのずから他の物で準折する方法を講じなければならぬ。在京折中の制度が発生し、存在する原因の一つがこれである。

(2)銅鉄鑄笨重，難以致遠 貨幣は既に欠乏し、沿辺では警戒が必要となつてその費用の需要は巨大で、ちょうど正に陝西は元昊の侵辺するときに当たり、益々用度の不足を感じていた。康定元年(1040)に屯田員外郎皮仲容が増監して錢を冶鑄することを建議し、勅によって江南で大錢を鑄造

した。また江・池・虢・饒州では小鉄銭を鑄造して、大銭，小鉄銭すべてを関中に輦運することとした。慶暦元年（1041）11月にまた詔して、江・饒・池三州で鉄銭300万を鑄造させ、陝西の軍費に備えることとした。<sup>(35)</sup>既に陝西都転運使張奎，知永興軍范雍は大銅銭と小銭を鑄造して兼ねて流通させ、大銭1が小銭10に当たらせることを請い、奎等はまた晋州の積鉄で小鉄銭を鑄造することを請うた。奎が河東に転徙するに及び、また晋・沢二州において大鉄銭を鑄造し、これもまた1を以って10に当たらせ、関中の軍費を助けることとした。以後、河東で鉄鑄造を鑄造することを罷め、陝西に再び博濟監を置いて銅銭を鑄造した。<sup>(37)</sup>

これは則ち兵興によって軍費が増大したので、陝西・河東ではともに銅鉄銭を鑄造し、河北一路は宋初には鉄銭を鑄造していなかったが、後に蘇轍等もまた鉄銭の鑄造，使用を請うた。<sup>(38)</sup>

沿辺諸路においては既に銅鉄銭が雑用されていたが、銅鉄銭は重く特に鉄銭は価は低くて重量がかさみ、殊に遠方へは非常に持ち運びにくい。蜀の人が交子を創めたのは、正にこのことに起因している。銅銭は鉄銭に比較して少しは軽いと言っても、運搬するのに便利ではない。このことについては、宋の仁宗の嘉祐5年に欧陽修が、河北における見銭による和羅の困難さを見て上疏した語を見れば、証明することができる。すなわち、

「河北和羅，実要見銭，不惟商旅得銭交轉不動，兼亦自京師歲歲罄銭於河北和羅，理必不能。」<sup>(39)</sup>

(35) 此抛『宋会要』食貨11銭法雜錄康定元年条。

(36) 亦見同前書慶暦元年11月条。

(37) 見『統資治通鑑長編』164慶暦8年条，亦見『文献通考』卷9銭幣考2及『宋史』180食貨志錢幣。

(38) 蘇轍『樂城集』41論北朝所見於朝廷不便事云・「謹案・河北・河東・陝西三路，土皆産鉄，見今陝西鑄折二鉄鑄万数極多，與銅銭並行，而民間輕賤鉄銭，十五僅能比銅銭十，而官用鉄銭與銅鑄等，緣此解塩抄法，久遠必敗，河東雖有小鉄銭，然数目極少。河北一路，未嘗鼓鑄，臣等嘗聞議者謂可於三路並鑄鉄銭，而行使之地，止於極辺諸州，極辺見在銅銭，並與鉄銭兌換，般入等襄州軍，如此，則雖不禁銭出外界，而其弊自止矣。伏乞下戸部令遍問三路提轄安撫司，詳講利害，如無窒礙，乞早賜施行。」

とある。

貨幣は重くて運搬が困難であるので、このことも京師において折中制度を行わなければならない一原因ともなった。

(3)国営茶塩香礬俱甚豊饒 貨幣は既に欠乏し、また非常に重い。しかし一方では沿辺の芻糧は一日も欠かすことはできない。この様な状況下にあるのは、自然にこの種の需要に適応する制度が発生する。当時の国産品は茶塩礬の類で、みな国営に属し、しかも非常に豊饒であった。劉敞の『公是集』51先祖磨勘府君家伝を見れば「茶積成山、或不能泄、歳久則皆焚棄、今利豊監積塩復多、有司無術以御之、但坐守視之」とあり、東南茶塩の豊富なることが分かる。『宋史』181食貨志塩上にもまた解塩を記載して「兩池積塩如阜、其上生木合抱、數莫可較。」とある。これらのことより茶塩の貯積の多さを知ることができる。当然国家は、この種の茶塩の貯蔵物を利用したくなる。香菜犀象は中国産ではないが、海船で運ばれて市舶司が抽解し、どんどん貯積して久しく、その量もまた府庫に充盈している。政府の貨幣は欠乏しており、また貨幣は重いので運輸しにくいと言っても、これらの国営貨物があるのでその不足を補償するのに足り、「使東南去積滯、而西北之粟盈<sup>(40)</sup>」とある。許元の所謂輕重の術というものは、即ちこれである。要するに、折中制度が発生し存在するのは、勿論時代の需要に適応させるためのものであるが、茶塩の豊饒が始めて折中制度の存在を可能たらしめた。それとこれとが互いに関係を、互いに効果が発生して、総合して一種の制度となってその機能を顕示している。

### 三 引鈔塩制產生之歴史因素

吾々は引鈔塩制發生の時代背景と社会需要を既に分析したが、ここでの

(39) 詳見歐陽修『歐陽文忠公文集』112嘉祐5年論茶法奏狀。

(40) 『歐陽文忠公文集』33尚書工部郎中充天章閣待制許公(名元字子春)墓誌銘云…「先時賈人入粟塞下、京師錢不足以償、故錢愈不足、則粟入愈少、而價愈高、是謂内外俱困、請高塞粟之價、下南塩以償之、使東南去積滯、而西北之粟盈、曰、此輕重之術也、行之果便」。

お討論したいのは、どうして引鈔塩制の形式を採用したのかという問題である。これに関して吾々は、歴史的要因を軽視することはできない。所謂歴史的要因は、即ち歴史の上で相同じか或いは類似している制度で、以後の制度の表現形式を決定するのに役に立つ。これを換言すれば、即ち所謂史的踏襲である。

宋代の引鈔について、吾々は已にその淵源を唐代の飛銭に持つことを考証し、宋代の引鈔塩制もまた部分的には唐代の飛銭制度を踏襲しており、このことは宋代引鈔制度の発生は、歴史的要因によって決定された一面であるといえる。

他面、引鈔塩制が受けた直接の影響は、宋初の茶塩通商制度であるが、ここでは宋初の茶塩の通商の中でも茶については暫く論じず、塩について言及する。宋初の解塩の販売は、もともと二種の方式がある。東塩は禁榷し、即ち官般官売である。西塩は商人の交易を許し、即ち商人が塩を得るためには、銭を榷貨務に入れ、その後に関引を持って解州榷塩院に赴いて塩を受け取り、西塩区に行って貨売する。

宋初、辺郡で芻糧を入中して交引を得、それを持って榷貨務に赴いて見銭を受領し、或いは茶塩香礬等物と交換する方法は、二種の制度を併合してから得た結果なのである。

### 第三章 范祥鈔塩制

中国歴代の治塩において、最も著しい成果を挙げた者は、唐には劉晏がおり、宋には則ち范祥がいる。劉晏は本文とは関係がないので暫く論じず、ここでは専ら范祥を研究する。歴史書では范祥の法を称して例えば「後人不能易，小有増損，人輒不便。」<sup>(1)</sup>と言っている。則ち范祥の法が善いということには、少しの疑義はない。しかし范祥の塩法は善いと言っても、そ

(1) 按范祖禹『范太史集』21元祐6年7月27日再封還解塩置使状「臣謹案国史，祥之塩法，後人不能易，小有増損，人輒不便。」『宋史』303范祥伝及欽定『統通史』333范祥伝俱云「祥曉達財利，建議変塩法，後人不敢易，稍加損益，人輒不便。」

の善さはどこにあるのか？所謂善はすなわち不善の反対であり、そうなれば范祥以前の塩制の不善はどこにあったのか？所謂苦しめば則ち変え、変えれば則ち通じ、もし范祥以前の塩制が苦しまなければ、范祥の変革の必要もなかったであろう。だからまず范祥の改制以前の塩制の欠点を明解にしなければならず、その後で范祥鈔法の由来を明解にすることができる。その次には再び范祥鈔法が如何に時代の要求に適応していたかを探求し、ついで彼の改制が以前のものとはどこが異なるのか、そしてその理由を求め、その後でこそ范祥鈔法の機能を明解にすることができる。本篇の目的は、この二つの点を明説するところにある。

### 一 范祥鈔塩制產生之条件

范祥はどうして鈔塩制を創めたのか？必ず改正の条件はある。換言すれば、即ち鈔法を創める必要が存在したのである。これは時代の要求から出ており、いまこの種の要求が存在しているので試みに分析を加えてみる。

(1)入中虚估過高耗費官塩 吾々は、既に交引塩制が根本的には沿辺軍儲と相関々係にあることを知った。吾々が交引塩制の弊害を明解にすることは、すなわち范祥の改制の必要性を知ることである。范祥の改制の建議は宋の仁宗慶曆4年(1044)にあり、時は正に李元昊との請和の後で、当然陝西の用兵、沿辺軍需緊急の影響を受けていた。『宋会要』食貨23塩法皇祐元年(1049)10月の条に記載された権三司使包拯の言によれば、

「陝西旧于沿辺秦・延・環・慶・涇・原・保安・鎮戎・德順九州軍聽人入中糧草，支算解塩，自康定後，入中糧草，皆給以交引，於在京權貨務還見錢銀絹，解塩却於沿辺入中他物。方軍興之際，至於翎毛筋角膠漆鉄炭瓦木石灰之類，並得博易，猾商貪賈乘時射利，與官吏通為弊，以邀厚價，凡椽木一對，定價一千，支塩一席，歲虧官錢，不可勝計。」<sup>(2)</sup>

とある。

これを見ると、元昊が侵辺した際、軍需の緊急に因って虚估を惜しまずして高価にて入中させたので、物が高くなり塩が安くなったことが分かる。

(2) 次頁へ

常識的な道理で言えば、塩価が安ければ売り易いはずなのに、当時の情況はそうではなかった。塩が安ければ塩は得やすく、得やすければ則ち塩は余り、入中者が塩を得ても、その塩もまた売りにくい。その結果、一方では則ち官塩を消耗して公家を損い、他方では商人は塩を得ても価格が安いので売りにくく、また取れる利はなく、公私ともに利益がないので、おのずから改制しなければならなくなる。

折中制度はこれまで「高抬価例、倍給公錢」とみられていた。つまり咸平6年(1023)に度支使梁鼎が、通商を禁じて解塩の禁権の制を行うことを要請したことが、即ちことの始まりである。価格が高くないので商人を招誘しにくく、商人を招誘しにくければ則ち入中が少なくて軍需は欠乏し、便糶の数に及ばないのが普通の情勢である。平時にこのような情勢であれば、もし戦争が起こり費用が巨大化すれば、則ち勿論更に入中貨物の価格を高めさせる。これは一時的にはまだ良いが、長く続ければどれを支持するのか。この改制は確かに当時の切迫した必要なことであった。

(2)官般官売糶運勞民 解塩の東西南三区の通商の経過の情況は、すでに前章で述べた。天聖8年に盛度等の請いによってすべて通商が許され、康定元年には京師等の地は再び禁権法が行われ、やがてまた弛められた。慶曆2年(1042)に至って、虚估の弊害が感じられたので、三司使姚仲孫の請いを用いて度支判官刑部員外郎秘閣校理范宗傑を制置解塩使と為し、京師等の地に行かせて処置させた<sup>(3)</sup>。范宗傑は禁権の法を企画し、『宋史』181食貨志塩上によれば、

(2) 案李焘『統資治通鑑長編』135慶曆2年条云「自元昊反衆兵西鄙、並入中芻粟者寡、鼎官急於兵食、且軍興用度、調發不足、因聽入中芻粟、予券趨京師權貨務、受錢若金錢、入中他貨、予券償以池塩、繇是羽毛筋骨膠漆鉄炭瓦木之類、一切以塩易之、猾商貪人、乘時射利、與官府吏表裏為姦、至人椽木二、估錢千、給塩一大席、大席為塩二百二十斤、虚費池塩、不可勝計、塩直益賤、販者不行、公私無利。』『宋史』181與『長編』略同。茲從『宋會要』。

(3) 見『長編』135同前条。

『慶曆二年，復京師榷法，凡商人虛估受券（『長編』135「人」字下有「以」字）及已受塩未鬻者，皆計直輸虧官錢，內地州軍民間塩悉取市入官，官為置場增價出之。復禁永興・同・『長編』135無（「同」字）華・耀・河中・陝・虢・解・晉・絳・慶成十一州軍（『長編』無「軍」字），商塩（『長編』「塩」作「賈」），官自輦運，以衙前主之。又禁商塩私入蜀，置折博務於永興・鳳翔，聽人入錢若蜀貨，易塩趨蜀中以售（『長編』135所載至此止）。久之，東南塩地，悉復禁榷，兵民輦運，不勝其苦，州郡騷然，所得塩利，不足以佐鼎官之急，並辺務誘人入中芻粟，皆為虛估，騰踊至數倍，大耗京師緡錢，帑藏益虛。」

とある。

また『統資治通鑑』146慶曆4年2月乙未の条によれば、

「慶曆二年，既用范宗傑説，復京師榷法，久之，東南塩地（原作「池」誤）悉復榷，量民資厚薄，役令駟車轉致諸郡，道路摩耗，役人竭産不能償，往往棄隄埒，捨妻子亡匿，東塩則盛置卒徒，車運抵河而舟，寒暑往來，未賞暫息，閩内騷然，所得塩利，不足以佐鼎官之急，並辺務誘人入中芻粟，皆為虛估，騰踊至數倍，歲費京師錢幣不可勝數。帑藏益虛。」

とある。

また包拯の『言陝西塩法』第一章にも、

「自慶曆二年，因范宗傑擊画禁榷之後，差役兵士車牛，及逐州衙前等般運塩席往諸州，官自置場出売，以致兵士逃亡死損，公人破蕩家業，比比皆是，所不忍聞，其衙前估計家業，每直一貫者，即管諸般塩兩席，雖家業已竭，而塩數未足，嗟怨之聲，盈於道路，前後巨僚屢言不便，乞復旧法通商，以救閩中凋敝。<sup>(4)</sup>」

と言っている。

これは則ち、范宗傑が再び官般官売を行ってから以後、衙前によって塩席を輦運させたので、民を大いに煩わせた。時は正に元昊が侵辺した時であり、連年の用兵で閩中の人力は疲れていて、その上にこの種の労役を以ってすれば、恨みの声が道路に満ち溢れる。閩中の労苦を解き、沿辺庶民を安定させるためには、改制を実行しなければならない。この二点が范祥が塩法を変えた最も主要な原因である。

(3)青塩入塞須防以善法 西夏の烏白池の青塩は、これまでずっと陝西の

(4) 見包拯『孝肅包公奏議』巻8。

辺州に入って販易され、戎族は青白塩を米麦と交易して食に充てていた。

『宋史』277鄭文宝伝及び『宋会要』食貨23によれば、淳化4年に宋の太宗は陝西転運副使鄭文宝の建議を採用して青白塩を禁販にし、以って李繼遷を困らせようとした。しかし、詔令が既に頒布されてからも法を犯す者が多く、夏人は食糧が欠乏するので辺郡に侵入略奪し、内属の庶民は万余の帳を引き去り、閩隴の民は食塩がなく、国境は攪乱したので、やがて詔してすべて旧制に戻させた。陝西の辺州には青塩が侵入していたので解塩は滞貨し、これまでも解決しにくい問題であった。宋の仁宗は慶暦5年(1045)11月に邇英閣で『三朝経武聖略』を読んで囲りの大臣に聞いて「李至言鄭文宝建議禁西界青塩、以為失策、如何？」<sup>(5)</sup>と言った。当時宋の仁宗は青塩の入塞に対しては、ずっと解決しにくい問題であることは自覚していた。『宋会要』食貨23慶暦4年2月18日枢密副使韓琦、知制誥田況等の言によれば、

「西賊欲毎年入中青塩十萬斛，今只以解塩半價約之，已及二十萬貫，並所許歲弊（「弊」疑「幣」之訛）僅四十餘萬，此乃與北虜之數相當，議者又欲許其入中塩，却復所侵辺地，臣等謂非完計，緣青塩只於保安郡入中，必難盡易，當須官自鞏致別州，且疲弊之後，可復與此勞役乎？自來沿辺蕃戸，與西界蕃部交通為常，大率以青塩價賤而味甘，故食解塩者殊少，辺臣多務寬其禁，以凶安輯，惟漢戸犯者坐配隸之刑，曾無虛月，今若許入中青塩，其計官本已重，更須增價出売，則恐沿辺蕃漢，盡食西界所販青塩，無由禁止，解塩之利，日漸侵削，而陝西財用不得不屈矣。欲入中青塩之議，決不可許。」

とある。

これはちょうど宋と夏の講和の後に当たり、夏人は毎年青塩10万斛の入中を要請した。当時宋ではこれに対して二種の意見があって、一つは則ち夏人の入中を許す主張であり、一つは則ち決して許さない主張であった。韓琦と田況は決して軽許しない主張者である。宋の仁宗はこの問題に関しては実際何ら定見を持ってなく『三朝経武聖略』を読んで、青塩を禁じる議に対しては疑問の念を抱いた。すなわち、青塩の禁は必要であると思うが、ただ具体的な方法があるはずだと考えたのである。つまり、青塩の侵

(5) 此據『宋会要』食貨23慶暦5年11月条。

入を防止し、解塩が広く辺州で売れ、上には中国を利し、下には民を苦しめず、両方共が円満に済む方法である。この種の情況の下で改制を進める人を得ると思えば、この種の要求に報いる人である。要するに范祥の建議が採用されたのは、これもまた一種の条件であったのである。

(4)沿辺入中公私侵漁 『宋史』181食貨志塩上に記載された范祥の語によれば、「謂兩池之利甚博，而不能少助辺計者，公私侵漁之害也。」とあり、公私の横領は知られるところで、改制しなければならぬ原因の一つであった。所謂公私の横領とは何であるか？『統資治通鑑長編』135仁宗慶曆2年の条に、所謂「猾商貪人，乘時射利，與官府吏表裏為姦。」とあり、即ち正にこれを指す。その横領の方法は、上文で挙げたものを除いては「凡椽木一對，定価一千支塩一席」と言い、高価で物を購入し、官塩を消費するだけでなく、やはり種々のインチキをなすことがある。『宋会要』食貨39市糶糧草天聖7年(1029)2月6日の臣僚の上言によれば、

「諸州軍逐年夏秋例各置場和糶入中諸般糧草，準備軍需，其中亦有所定物価高大，所入糧草低弱，察其弊源，蓋逐処官員自將収獲職田，及有月俸余剩，或糶買粗弱斛斗中糶，是以互相容隱，不惟虧損官錢，兼且倉庫守支，易為損惡，以至軍人請得陳次口食，或形嗟怨之語。」

とある。

また『統資治通鑑長編』108天聖7年の詔によれば、

「辺郡差官便糶軍儲，而穀多批惡，濕腐不可食，自今雖去官，無得免罪。」

とある。

康定以後にあっては、芻糧の急需のために入中者には見銭が支給され、他物を入中した者には塩が支給された。康定以前にあっては、天聖年間には未だ元昊は侵辺してなくて軍需の芻糧も緊急なものではなく、陝西沿辺の芻粟の入中に対しては解塩を支給した。ただ官吏を派遣して買い入れを監督しても、インチキは防げなかった。上文に引用した内容を見れば、そのインチキをする方法は、自分の職田で収獲したものと及び粗悪の斛斗を買い上げて高価で入中し、或いは商人と結託して姦を為し、このために官吏

と商人とは互いに利益があり、相互に隠れて、これは極めて日常的に見慣れたことである。秕悪腐湿に至ってもまた由来があって、『宋会要』食貨39天聖5年正月の上封者の言によれば、河北諸州軍で毎年の和糴、便糴の斛斗は、これまでいろいろな職業の人等が米粟二種の中に糠と秕を入れ、温水で混ぜ合わせてから倉庫に入中して、1、2年に及ぶ間に古くなり黒ずんで品質が劣ってきたとある。則ち穀粟が腐湿して食べられなくなるのは、入中する時に糠と秕とを温水で混ぜ合わせた結果であった。河北はこのような状態であり、陝西辺州においてもまたこの種の情況は免れ得なかった。およそこの種々のインチキは、実際にはみな官吏が行っており、改善の必要がある。范祥の改制は、これまでの入中制度の積弊を改革し、また公私の横領の害を杜絶することであり、これも范祥鈔塩制產生の一つの条件であった。

この四つの主要な条件が備わっていたので、范祥の建議が実施でき、更にまた四つの主要な弊害に対して真っ向から立ち向かうことができたからこそ、范祥の鈔法が成功したわけである。西夏の用兵の後の国帑が欠乏したその時に、善政が富国利民することができるが、まだ切望するものは得ていない。これが分かれば、范祥鈔法の產生は偶然なことではなく、当時本当に改制の需要があったことが分かる。

## 二 范祥及其鈔塩制

(1)范祥之略歴 范祥、字は晋公で邠州三水の人である。『宋史』181食貨志塩上によれば、祥は関中の人と言われているが、これは漠然とひっくり返って言われたものであるとなっている。進士に及第して乾州より官となり、やがて殿中丞に遷り、鎮戎軍の通判の時に元昊が城を包囲したが、祥は將士を率いてこれを撃退した。彼は劉瑋堡、定川砦を築くことを請うて受け入れられた。その後慶・汝・華三州の知事を歴任し、提挙陝西銀銅坑冶鑄錢の職が任された<sup>(6)</sup>。祥は財利についてはよく通じており、とくに解塩の利

(6) 此據『宋史』303范祥伝及欽定『統通志』333范祥伝。

害については最もよく熟知していた。彼は曾て兩池の利は基だ多いが、国家の会計を助けることが少ない原因は、公私の横領であると言った。もし一たび変法すれば、毎年度支緡錢数千万が節約できると画策して皇帝に献じた。当時韓琦が枢密副使で、知制誥田況とともに祥の策を請用した<sup>(7)</sup>。慶曆4年(1044)2月に詔して祥を陝西に遣わし、転運使程戡と共同して画策実行させた<sup>(8)</sup>。戡と祥の意見は合わず、祥もやがて喪事で職を離れた。8年に祥はもう一度前の議を申し込み、10月に乃ち祥は提点陝西路刑獄兼制置解塩に命ぜられた<sup>(9)</sup>。祥は始めて受命したが、中書に至って提点刑獄は企画を握るものではなく、転運使となして欲しいと訴えた。陳執中は「提点刑獄、乃資序合入、制置解塩、自是朝廷委任、已敕陝西都転運使、凡解塩事、悉交與制置可矣、公復何求？苟有成績、朝廷固不惜一転運使、若静言庸違、誅責隨至、豈可予忝官乎？」<sup>(10)</sup>と言い、祥は遂に敢て言わなかった。官に就任してからすぐに塩法を変え、変法の初期は、豪商、猾吏は利益を食うことができないので、みな范祥の変革に不満を示した。ちょうどその時に歳入が前年よりも減少し、皇祐元年(1049)に侍御史知雜事何郯は、変法は不便であるので旧法に復することを請うた。皇帝は戸部副使工部員外郎包拯を遣わして、陝西転運司と塩法について議せしめた。包拯は上奏して変法はつまり利ありと言った。包拯は帰るともう一度上奏し、皇帝はついに彼の言に従った<sup>(11)</sup>。田況が三司使と為って祥にその事を専門にさせる

(7) 此據『統資治通鑑長編』146慶曆4年2月乙未条、及『宋史』181食貨志塩上。

(8) 此據『宋会要』食貨23慶曆4年2月2日条、亦見『長編』146慶曆4年2月乙未条、及『宋史』181食貨志塩上。

(9) 見『長編』165慶曆8年10月丁亥条、亦見『宋史』181食貨志。

(10) 見魏泰『東軒筆録』、此據『長編』同前条所引。

(11) 参考包拯『孝肅包公奏議』卷8及『長編』167皇祐元年10月壬戌条。

煊案…『長編』載遣包拯往陝西在皇祐元年10月壬戌、蓋誤。考『宋史』181食貨志塩上「皇祐元年、侍御史知雜何郯復言改法非是、明年、遣三司戸部副使包拯馳視、還、言之便」云云、則遣包拯在皇祐2年。又范祖禹『范太史集』21再封還解塩置使状云「皇祐二年、遣包拯往視之、還、言便。」與『宋史』食貨志同、可知李焘實一時疏忽。

ことを請い、ここにおいて祥を抜擢して陝西転運副使と為した。<sup>(12)</sup>やがて判三司磨勘司李徽之がまたその不便さを言い、そこでその事を三司に下して二種の制度を祥と徽之等で定義させたが、議者は概ね祥の方が是であるとした。乃ち三司に詔して解塩は通商を許し、二年を経過してその増損を比較してから上奏させることとした。これは皇祐3年(1051)10月2日のことである。<sup>(13)</sup>古渭州は秦州から離れること300里で、道は唾児峽を經、<sup>(14)</sup>辺境の大臣は屢々そこに城を築きたいと申し出たが、朝廷は食物を送るのが困難であるとしてこれを許さなかった。祥はしばらく州事を治めて功利に慣れ、多くの人には相談しないで古渭州に城を築いて、これを以って辺境を広げることを請うた。初め蕃部の訥支蘭氈がこの地に居たが、蘭氈は夏人とは仇であり、力量が無いので地を宋に献じて自からの保身を謀り、祥はその状況がよく分からないままに急いで利害関係を陳述して請うたもので、朝廷は前の態度を変えて祥の意見を入れ、遂に大いに役を興し派兵して護築した。<sup>(15)</sup>やがて諸羌を侵耗し、次第に反乱となっていくた。青唐の羌

(12) 見范祖禹『范太史集』21再封還解塩置使状及『宋史』181食貨志塩上、又『孝肅包公奏議』卷3載有請除范祥陝西轉運使及再舉范祥兩奏。

煇案・『宋史』181食貨志、『宋会要』食貨23、『長編』174皇祐5年4月条、范祖禹『范太史集』20封還解塩專置使状及卷21再封還解塩置使状等俱言祥為轉運使、大概言之、蓋可、其實祥當時為度支員外郎權轉運副使、其証據有三・

(1) 『宋史』303及欽定『統通志』333范祥伝俱云「累遷度支員外郎權轉運副使」。

(2) 『孝肅包公奏議』卷3請除范祥陝西轉運使(此題目當為編者所加、不足據)云、「范祥見充本路提点形猷、與轉運司每常公事往来、或至違異、必恐不能協以心濟、深屬不便、欲望聖慈特許就除范祥權本路轉運副使、只理提点刑獄資序。」又再舉范祥一奏云「欲望聖慈允臣前奏、特許就除范祥本路轉運副使、賞其久任。」是包拯兩奏、俱請任祥為轉運副使。

(3) 『長編』174皇祐5年4月庚午朔条「命陝西轉運使李參專制置解塩、代范祥也。時參為陝西轉運使閱五年矣(慶曆八年九月、參自西京徙)。」則陝西轉運使應為李參、且已任5年、不知『長編』何以又自相矛盾。

(13) 見『宋会要』食貨23皇祐3年10月2日条、亦見『長編』171皇祐3年10月己卯条。

(14) 『宋史』303『統通志』333范祥伝作「唾児峽」、『長編』174皇祐5年4月庚午条作「雅爾峽」。

(15) 此據張方平『樂全集』36傅公神道碑銘、案此與『宋史』303及欽定『統通志』333范祥伝『長編』174謂「驟(『長編』作「遽」)請修築、未報、輒自興役」有不合、未得朝廷許可、何敢擅自築城、大興土木、似不合理、茲特從傅公神道碑銘之說。

族は広吳嶺堡を破り<sup>(16)</sup>、官軍の戦死者は千余人であった。夏戎もまた兵を辺境に集めて経界を争っていた<sup>(17)</sup>。初めに祥は張昇に代わり、この時に至って昇は、祥が手柄を横取りして事を起こしたことを弾劾してその地を放棄することを請うた。朝廷は傳命之に命じて、急いで現地赶赴いて処理させ、諸羌に宣告してやや撤散した。古渭は既に興築されていたが、ただ一寨に止めて五堡を立て通路とした<sup>(18)</sup>。范祥はこのために一官を削られ、屯田員外郎に降格されて唐州知事と為り、陝西転運使李参を以って范祥に代えて専門に解塩を制置させた。これは皇祐5年(1053)4月のことである<sup>(19)</sup>。祥が離れてから久しくして、辺境ではまた芻粟を入れるのに実銭を以ってしたので虚估の弊害が益々多くなり、券の価格も安くなって毎年の官課を損うのは百万を下らなかった。嘉祐3年(1058)7月に三司使張方平及び御史中丞包拯の請いに従って、再び祥を用いて解塩を制置させた<sup>(20)</sup>。しかし嘉祐6年に祥は亡くなり、薛向を以って彼に代えた<sup>(21)</sup>。

(16) 『長編』174作「綱威嶺堡」、茲從『宋史』、及『統通志』年伝。

(17) 此邊傳公神道碑銘宋史等書所無。

(18) 見同前傳公神道碑銘。

(19) 此據『長編』174皇祐5年4月庚午条、『宋史』諸本李参多作李恭誤、但『百納本』不誤。

(20) 此據『長編』187嘉祐3年7月壬辰条、案『宋史』181食貨志謂「嘉祐三年三司使張方平及包拯請復用祥、於是復以祥總領塩事。」「宋史』303本伝則謂「後復官提舉陝西緣辺青白塩、改制解塩使。」

(21) 范祥卒於何年？據『宋史』本伝及薛向伝俱不清楚、據陳邦瞻『宋史紀事本末』27熙寧2年3月「以薛向為江・浙・荆・淮發運使、時范祥卒、以向繼領其事、」觀此文極易誤會、以為范祥熙寧2年卒、薛向其時為江・浙・荆・淮發運使、蓋行文之誤也。范祥卒於何年、據『宋會要』食貨24神宗熙寧2年(1069)7月29日翰林學士司馬光言「奉詔將三司陝西轉運司見根磨到嘉祐8年(1063)至治平4年(1067)所收塩利及所入糧草、再行審覆、俟見的數、即對范祥任内虧增、并比嘉祐7年至嘉祐3年虧增聞奏。」嘉祐3年至7年似應為范祥復制置解塩後之在職期間。但司馬光未確切明言、而『宋會要』食貨24の4又云・「同日又詔令監議塩法所更不取索磨磨曆以來解塩課利、糶買沿辺糧草數目、只將薛向界嘉祐6年至治平3年終(1061~1066)一併五年解塩課利、糶買到沿辺糧草數目却與薛向未任已前一併五年解塩課利、糶買到沿辺糧草數目對行比較聞奏、」則薛向就任之始應在嘉祐6年、當亦即范祥卒之年、又『宋史』181食貨志塩上有「嘉祐6年、向悉罷之」之語、益証前說之可信。

(2)范祥鈔塩制 鈔塩制は范祥によって創められたが、何の寄りどころもない独創ではなく、交引塩制によったに過ぎず、ただそれに改善を加えたのみのものである。鈔塩制が成功したのは、時弊に真っ向から立ち向かったからであり、損益を斟酌し、事に因り、時に因り、地に因って適宜な措置を行い、上は国を利し、下は民に苦勞を与えず、所謂成功した理由はこれらにある。その法はどのようなものであったのか?『統資治通鑑長編』165慶暦8年10月丁亥の条によれば、

「其法…旧禁塩地一切通商，塩入蜀者亦恣不問，罷並辺九州軍入中芻粟，第令入実銭，以塩償之。視入銭州軍遠近，及所指東南塩，第優其估。東南塩又聽入銭永興・鳳翔・河中。歳課入銭，総為塩三十七万五千大席。授以票券，即池驗券，按数而出，盡弛兵民輦運之役。又以延・環・慶・渭・原・保安・鎮戎・徳順，地近烏白池，姦人私以青白塩入塞，侵利乱法，乃募入中池塩，予券優其直，還，以池塩償之，以所入塩，官自出鬻，禁人私售，峻青白塩之禁。並辺旧令入中鉄・炭・瓦・木之類，皆重為法以絶之。其先以虚估受券，及已受塩未鬻者，悉計直使輸贖官銭，又令三京及河中・河陽・陝・虢・解・晋・絳・濮・慶成・広濟官仍鬻塩，須商賈流通乃止。以所入緡錢市並辺九州軍芻粟，悉留權貨務銭以夷中都。」(煇案…『宋史』181食貨志塩上所載同此，惟文字上略有減省。)

とある。

范祥が慶暦8年に提点刑獄兼制置解塩と為った時に、解塩の措置は以上のようにとられている。祥は既に城を古渭に築いたことによって罷免されて塩法は壊れていたが、嘉祐3年に再起して制置解塩使と為るに及んで、解塩の衰弱と弊害を救うために再び整頓した。その方法は『統資治通鑑長編』187嘉祐3年7月壬辰の条によれば、

「祥既受命，請重禁入芻粟者，其券在嘉祐三年（三年二字據『宋史』食貨志補）以前，每券別使輸銭一千，然後予塩。又言商人持券若塩鬻京師，皆虧本銭，請置官京師，蓄銭二十万緡，以待商人至者，券若塩估賤，則官為售之。券紙六千，塩席十千，毋輒增損，所以平其市估，使不得為輕重，詔以都塩院監官兼領之，自是稍復祥旧云。」(煇案…李燾原注…「此據本志」云云，則此当是根據当时国史食貨志之文。今『宋史』181食貨志塩上所載與此大致相同。)

とある。

祥の復起以後の措置の特徴は、京師に塩価と鈔価とを平準にする組織を置いたことである。ただ『長編』はこのことに関しては詳明してなく、宋の沈括の『夢溪筆談』11を考証すれば、

「(上略) 塩価時有低昂，又於京師置都塩院，陝西轉運司自遣官主之，京師食塩斤不足三十五錢，則斂而不發，以長塩価，過四十，則大發庫塩以庄商利，使塩価有常，而鈔法有定數，行之數十年，至今以為利也。」

とある。

この種の塩価と鈔価とを平準にする機構は、范祥塩制の中でも最も重要なものである。ただ沈括が言った「又於京師置都塩院，陝西轉運司自遣官主之」は、『長編』及び『宋史』食貨志が言うのとは合致しない。

都塩院を考証すれば、范祥が始めて置いたものではない。明の王三聘『古今事物考』巻4都轉運使司の条によれば、

「宋京師置都塩院，太祖以許允言為判官。」

とある。

則ち京師の都塩院は、宋初において已にあった。北宋の京師では都塩院があり、また糶塩院もあった。『宋会要』職官5によれば、

「都塩院，在歸德坊掌受解州池塩，以給京城及京東諸州出糶課祿之事，以京朝官及三班二人監領，典五人，主秤八人。

糶塩院旧在永濟倉，後徙順城坊都茶庫，至道元年置，常出糶鹽，及煎奕御膳塩花，以都塩院監官請領。」

とある。

これによって、当時范祥は都塩院を利用して以って鈔法を平準する機関としていたことが分かった。范祥がこの種の措置をした所以は、鈔或いは塩の価格に低昂があることを恐れ、一種の調節の方法があり得べきであるとしたところにある。すなわち塩と鈔の価格が低くなれば政府がこれを収買し、昂くなれば政府がこれを放出し、その方法は甚だ良いものである。

都塩院は宋の神宗熙寧8年3月に至って廃除され、陝西の塩鈔は市易務に帰入して管理された。支納煎造の事に至っては、則ち外物料庫に命じて管理させた。<sup>(22)</sup>

范祥の鈔塩制に関して、吾々が記載されたものによって考見できた要点は以上のようなものである。吾々は再び進んで范祥が鈔塩制を推行了した時の抵抗力及びその推行的結果を探究することとする。

### 三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之効果

范祥の鈔塩制が産生したのは、当時の条件がこの種の制度を需要したからであることは已に前で説明したが、ただ当時の社会がこの種の制度を需要したからと言っても当然各種の抵抗力があつて、この抵抗力は新制を推行的する際に障害となつた。慶曆4年に范祥が初めて陝西轉運使程戡と議が合はなかつたことは、この種の抵抗力の最初の表現である。もし前述した種々の切迫した需要がなければ、范祥の鈔塩制は実現できなかつたかも知れない。范祥の鈔法が概に実行されるに及んでも、改法の初めには種々の關係からまだ完璧なものではなく、そうすると抵抗力がまた起る。『長編』167皇祐元年10月の条に記載された侍御史知雜事何郟の奏を見れば、

「風聞改法以來、商旅爲官塩長價、獲利既薄、少有算請、陝西一路、即自己虧損課利百余萬貫。比旧來亦皆頓減売塩見錢、甚妨支用。兼陝西民間官塩價高、多以売私塩事敗、刑禁頗繁、官私俱不爲利。經久何以施行、緣事有百利、始可議變、變不如前、即宜仍旧、况陝西調用、多仰兩池歲課、今如此虧損、向去必甚匱乏、未免干朝廷乞支金帛。今改更日月未久、爲害猶淺、速宜講求、以救其弊。欲望朝廷指揮、選択明幹臣僚一員往陝西、令與本路轉運使並范祥面議利害、如新法必不可行、即乞一切俱令復旧、免致匱乏調用寢久爲害。」

とある。

官股官売の制は、既に輦運によつて民を疲れさせるために改制の必要があるが、何を以て復旧の請いとするのか、抵抗力がその發生を持つて

(2) 關於廢都塩院事、『宋會要』職官5都塩院条神宗熙寧8年3月6日、三司言「勘會都塩院、久爲支納事叢、將茶塩各立逐界典例分管、今塩界罷支京東西府界蠶塩、并減出売塩貨務、陝西塩鈔入市易務下界管勾、但給諸軍馬塩而已、別無事務、虛占人吏、欲乞將茶界復爲茶庫、塩界廢罷、其支納煎造、並令外物料庫管勾、從之。」『長編』261熙寧8年3月戊辰条亦云「廢都塩院、令外物料庫管勾支納煎造。」

いるように見えるが、改制の需要は甚だ切迫したものとなった。韓琦、田況は已に祥の策を実施することを前より主張し、葉清臣もまた後で主張した。一般的に当時の社会の需要ということが明らかになれば、みな祥の策を必ず実施すべきことを主張し、収入が稍減するといっても改図を翻然すべきではない。ただ何郊の請いによって、戸部副使工部員外郎包拯を派遣して陝西に行かせ、范祥の改法の状況を観察させた。包拯は奉勅以後、即ち上章して「陝西塩法」を言い、その奏の中で、

「(上略) 昨因范祥再有起(『長編』167「起」作「啓」)請、兼葉清臣曾知永興軍(『孝肅包公奏議』「興」作「寧」誤、茲從『長編』改正)、見其為患之甚、因乞依祥摺画(『長編』「因」作「遂」)、用通商旧法(『長編』「用」上有「復」字)、令客人於沿辺入納見錢、收糶軍糧(『長編』「糧」作「儲」)、免虚極貴價、入中斛斗、於權貨務大支官錢、兼寬得諸般差役勞擾(『長編』「差役勞擾」作「差擾勞役」)、此乃於国有利、於民無害、理甚灼然。但以變法之初、豪商猾吏、悉所不樂、而議者沿(『長編』「沿」作「因」)其歲入課利稍虧於前、而橫有沮議(『長編』無「而」字)、乞復旧法、若旧法誠善(『長編』無「若」字)、復之無疑、但恐為害侵深耳(『長編』作「寢深爾」、似以『長編』為是)且法有先利而後害者、有先害而後利者、若復旧日禁權之法(『長編』無「若復」二字)、雖暴得數万緡、而民力日困(『長編』「困」下多「矣」字)、久而不勝其弊、未免隨而更張(『長編』「未」作「不」)、是先有小利、終為大害也。若許其通商(『長編』「許」作「計」)、雖一二年間課額稍虧(『長編』「額」作「利」)、漸而行之、必復其旧、又免民力日困、則久而不勝其利、是先有小損(『長編』「損」作「害」)、而終成大利也。且国家富有天下、当以卹民為本、雖財用微窘、亦当持經久之計、豈忍爭歲入數十万緡、不能更延一二年以責成效、輕信橫議(『長編』作「信取橫議」)、不惟命令數有改易(『長編』「令」作「力」誤)、無信於下、而又復從前弊法(『長編』「又」下有「欲」字)、俾閭中生靈、何以措其手足?臣細詳范祥前後所奏、事理頗甚明白、但於轉運司微有所損、以致異同耳、臣固非憚其往來之勞(『長編』作「非憚往來勞費」)、妄有臆說、實亦(『長編』實亦作「所貴」)為国家惜其事体、不欲徇一時之小利、而致將來大患(『長編』作「而致將來之大患也」)下並注云…「当是時、魏瑋為陝西都漕、李參為漕運」。(下略)。

とある。

(23) 本文根據包拯『孝肅包公奏議』卷8言陝西塩法第一章、並據『長編』167皇祐元年10月壬戌条校。

包拯は陝西に赴く以前には、已に范祥の法を行うべきことを強く主張しており、「及拯至陝西，益主祥所变法，但請商人入錢及延・環等八州軍鬻塩，皆量損其直，即入塩八州軍者，増直以售。又言三京及河北等処，官仍鬻塩，自今請禁止，而三司以謂京師商賈罕至，則塩直踊貴，請得公私並買，余則禁止，皆聽之。」<sup>(24)</sup>とある。これは則ち包拯が陝西に至って、祥の法は根本的に全く改める所はなく、損益をやや斟酌すればよいと言っているのである。拯は既に戻り、もう一度「陝西塩法」の第二章に、

「(上略)臣今與本路轉運司及制置解塩司同議，且乞依新法施行，兼為客人疑惑，未肯入中，已牒逐司告示訖，其有未便事件，雖有減損，即不虧官，委是公私利便，臣窃見天下歲入錢帛，万數不少，而近年財用困乏，何也？蓋自西事以來，三路並仰給三司，逐歲入糧草，支權貨務見錢・銀・絹・香・茶等約數千万貫（『等約』二字『包公奏議』所無，「約」作「納」，非是，茲據『長編』167改正），是所入有限，而所出無限（『長編』無下「所」字），安得不窘乏乎（『長編』「乎」作「也」）？方今辺防無事，亦當以國家大計為先，若不銳意而速凶之（『長編』「速」作「遠」），臣恐日削月朘，為害不淺。万一小有警急，何以取濟？臣因謂朝廷窘乏如是者（『長編』「因」作「固」），三路使之然也。然今三路各自足用，（『長編』「然」作「但」），則帑廩何患不實哉。只如陝西自有解塩之利，若盡以付與，令計置糧草，一二年後，可全減權貨務每歲見錢銀絹等五千七百万貫（『長編』無「千」字），其河北・河東雖無解塩（『長編』「無」作「有」誤）然出產絲蠶米麥最多（『長編』「然」作「緣」），兼諸般課利不少，河北只以連值災傷，朝省權且一切宥副（『長編』「且」下有「以」字），若將來豐稔，逐路稍減冗官冗兵（『長編』無「冗兵」二字），或移那兵馬近南就食（『長編』「兵」作「軍」），令轉運司多方擘畫，計置糧草，漸減入中見錢，以寬凜官經費，不踰三五年，則東南財用，盡聚京師，帑廩必有豐盈之望。若乃輕信橫議，不究本末，凶目前之小利，忽經久之大計，窃恐難以善其後也。望陛下留神省察（『長編』「望」作「惟」）。」<sup>(25)</sup>

と言っている。

宋夏の激戦の後に当たって、辺境に沿って駐屯している官兵の糧草は計置されており、決して宝元康定年間のようにことごとくすべてを京師の見

(24) 此據『長編』167仁宗皇祐元年10月条，『宋史』181食貨志塩上同。

(25) 據『孝肅包公奏議』卷8言陝西塩法第二章並據『長編』167皇祐元年10月条校，案『宋史』316包拯伝「解州塩法，率病民，拯往經度之，請一切通商，」僅此數語，最略。

銭で支払うことはできない。これは極めて明白な事実である。解塩の利は平時にはあまり利用されないが、警急の時には如何に応副すべきか、だから范祥の法は異議があっても、やはり行わなければならない。しかし一つの問題がまだ解決しないうちに又一つの問題が発生し、判三司磨勘司李徽之はまた祥の法は不便であると言った。李徽之が持っている理は如何に、載籍の上からは考証できない。結局はその事を三司に下し、命じて二種の制度を祥と徽之の両者に定義させたが、議者はみな祥の説を主張した。皇祐3年12月に三司に詔して解塩は通商を許し、二年を待ってその増損を比較してから上奏させた。上文でこの事に関しては已に言及している。これによって吾々は、抵抗力の強さを見ることができた。

いま吾々は進んで、范祥が鈔法を推行した後の効果について研究するために、その収入の増減の比較を見ることとする。

年次	収入(以貫為單位)	比較	増数
皇祐元年 二年	共2,891,000	比旧法二年増	516,000
皇祐三年	2,210,000		
皇祐四年	2,150,000	比慶曆六年増 比慶曆七年増	680,000 200,000
皇祐五年	1,780,000		
至和元年※	1,690,000		

備考(1) 皇祐元2年教見孝肅包公奏議卷3再举范祥奏、長編171皇祐3年10月己卯条亦有所載。  
 (2) 皇祐3年以後教見長編187嘉祐3年7月壬辰条、宋史181食貨志塩上亦有載、惟皇祐3年宋史作皇祐初年、「初」字誤。  
 (3) ※表示范祥去職以後之一年収入、按長編同右条言「其後遂以(至和)元年入銭為歲課定率」。

この表を見て、范祥が鈔法を推行してから以後の収入は、どうであったかを知ることができた。范祥が治塩した時の収入はこのような状況であり、

これが国家財政上にどのような影響があったのか。換言すれば、辺費に対していくらか助けとなったのか？『長編』187嘉祐3年7月壬辰の条及び『宋史』181食貨志塩上の言によって旧年の榷貨務の歳出緡銭の数が分かり、これによって明らかにすることができる。

慶曆 2年 6,470,000緡

6年 4,800,000緡

范祥が解塩を制置して以後、榷貨務の緡銭は再びは出費してなく、その後歳入は増したり減じたり安定していないが、「量入計出、可助辺費十之八」とあって、則ち范祥改制以後の効果は、吾々はよく分かった。